

# 青森県後期高齢者医療広域連合 令和6年度及び令和7年度 保険料率算定に係る基本的考え方について

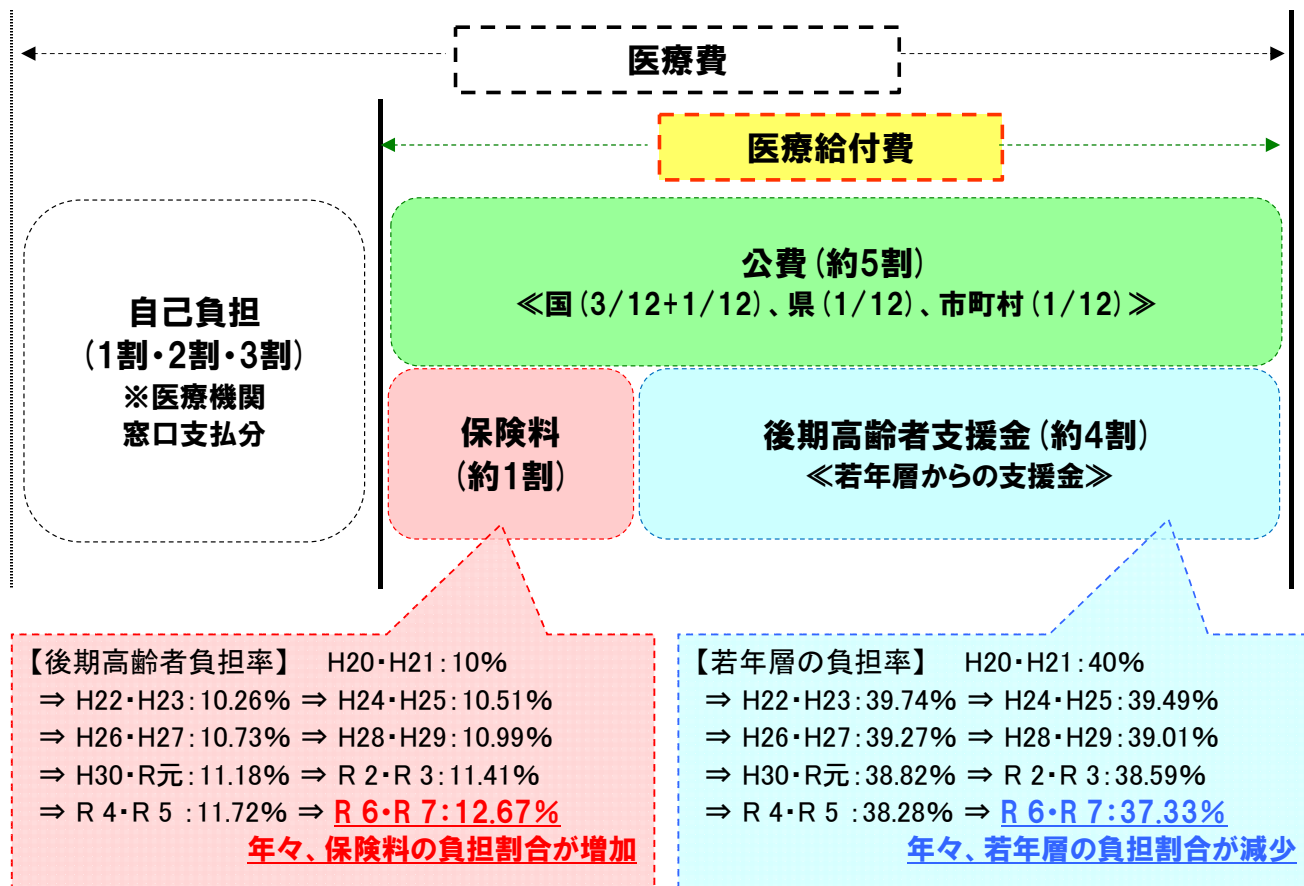
- 1 後期高齢者医療制度の仕組み  
保険料等の財源構成
- 2 保険料率算定に係る国の方針  
後期高齢者負担率 11.72% ⇒ 12.67%  
出産育児一時金に係る支援金を支出に計上 等
- 3 保険料率算定に係る基本的考え方〈前回との比較〉  
算定に必要な基礎数値(後期高齢者負担率、平均被保険者数等)
- 4 令和6年度及び令和7年度保険料率算定結果〈令和5年12月時点〉  
均等割額 44,400円 ⇒ 46,800円(+2,400円)  
所得割率 8.80% ⇒ 9.90%(+1.10ポイント)

(参考) 負担能力に応じた後期高齢者の保険料負担の見直し

## 1 後期高齢者医療制度の仕組み

平成20年度から施行された後期高齢者医療制度においては、高齢者の医療費を「公費（税金）で約5割、若い世代からの支援金（保険料）で約4割、高齢者の保険料約1割」で負担するというルールとなっている。

後期高齢者医療の被保険者が保険料として負担する『後期高齢者負担率』は、現役世代人口の減少に伴って現役世代一人当たり支援金の負担が著しく増加しないよう、段階的に引き上げる仕組みとなっている。



## 2 保険料率の算定に係る国の方針

保険料率については、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定により、医療給付費や保健事業費等の費用、また、国、県、市町村の法定負担分や若年層からの支援金等の収入を踏まえて、おおむね2ヶ年の財政の均衡を保つことができるように算定し、後期高齢者医療広域連合の条例で定めることとされている。

令和6年度及び令和7年度の保険料率の算定にあたり、国からは、令和5年12月25日付け事務連絡において

- 後期高齢者負担率については、**12.67%**で算定すること
- 令和4年度及び令和5年度に発生した剰余金は収入に計上して算定すること
- 出産育児一時金に係る支援金を支出に計上して算定すること
- 出産育児一時金に係る増加分を所得割総額に反映すること

といった方針が示されている。

### 3 保険料率算定に係る基本的考え方《前回のと比較》

	説明	R4・R5	R6・R7	理由
(1) 後期高齢者負担率	医療給付費等の費用に対して被保険者へ保険料として求める割合《国から提示》	11.72%	12.67% 《R5.12時点》	現役世代人口の減少に伴い、現役世代からの支援金負担が著しく増加しないよう、段階的に引き上げられることによる増
(2) 平均被保険者数	住民基本台帳情報等による増加要因や死亡等による減少要因を踏まえて見込んだ値《3月末から翌年2月末までの被保険者数の合計を12ヶ月で除したものと》	R4: 215,756人(+2.82%) R5: 222,823人(+3.28%)	R6: 225,958人(+3.30%) R7: 233,680人(+3.42%)	団塊の世代の制度加入による増
(3) 医療給付費	被保険者が医療機関等の窓口で支払う自己負担額(1割、2割又は3割)を除いた、当広域連合が医療機関へ支払うもの(9割、8割又は7割)の保険料率算定に係る費用の9割以上を占めるものR6.1の最終算定には『(5)診療報酬改定率』を反映	R4: 約1,654億円(+2.39%) R5: 約1,719億円(+3.93%)	R6: 約1,771億円(+4.01%) R7: 約1,846億円(+4.19%)	平均被保険者数増による増
(4) 保険料収納率	保険料率を設定するための保険料として必要な総額を積算するための数値	99.52% 《R3目標値》	99.47% 《R5目標値》	R4全国平均値をR5目標値としたため
(5) 診療報酬改定率	2年に一度の診療報酬改定(診療報酬本体、薬価等)における影響値《国から提示》 R6.11に『(3)医療給付費』の積算に反映	△1.25%	△0.11%	診療報酬 +0.88% 薬価 △0.97% 材料価格 △0.02%
(6) 決算剰余金及び基金の活用	国の方針を踏まえ、R4とR5の基金等の剰余金を活用し、R6・R7保険料率の上昇を抑制	基金残高 32億円 《R4.3末時点》	基金残高 37億円 《R6.3末時点》	2ヶ年(R4・R5)の剰余金
(7) 保険料賦課限度額	国の方針を踏まえ、賦課限度額を変更 《国から提示》	66万円	R6: 73万円 R7: 80万円	医療給付費の伸び等による保険料負担の増加に対応するため
(8) 出産育児一時金に係る支援	子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援するものであり、国の積算方法による額を費用として計上《国から提示》		全国の費用130億円×青森県の被保険者数÷全国被保険者数 1.5億円 1.5億円×2ヶ年=3.0億円	R6・R7新規



# (参考) 負担能力に応じた後期高齢者の保険料負担の見直し

- 後期高齢者医療における保険料は、高齢化等による医療費の増加を反映して、2年に1度、引き上げ。
- 今回の制度改正による、令和6年度からの新たな負担に関しては、
  - ・ 約6割の方（年金収入153万円相当以下の方）については、制度改正に伴う負担の増加が生じないようにするとともに、さらに約12%の方（年金収入211万円相当以下の方）についても、令和6年度は制度改正に伴う負担の増加が生じないよう対応。

< 今回の改正に伴う保険料負担のあり方の見直しのイメージ >

- 【激変緩和措置の内容】
- ① 出産育児一時金に対する高齢者の支援を令和6・7年度は1/2とし、負担増を抑制。
  - ② 所得にかかわらず低所得の方も負担する定額部分（均等割）は、制度改正に伴う増加が生じないよう対応。
  - ③ 所得に応じて負担する定率部分（所得割）は、一定以下の所得の方（年金収入153万円～211万円相当以下の方）を対象に、令和6年度は制度改正に伴う増加が生じないよう対応。
  - ④ 年収約1000万円を超える方を対象とする賦課限度額（保険料負担の年間上限額）の引き上げは、段階的に実施（令和6年度は73万円、令和7年度は80万円）。  
※令和6年度に新たに75歳に到達する方は④の激変緩和措置の対象外

